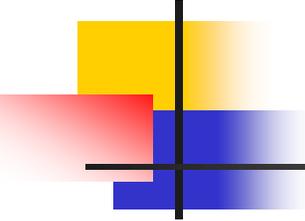


## 外国人患者の受入れに関する施策の動向

---

国際医療福祉大学大学院  
医療通訳・国際医療マネジメント分野  
岡村 世里奈



---

## I. データで見るわが国の訪日・在留外国人をめぐる状況

# 1. 増加・多国籍化する在留・訪日外国人

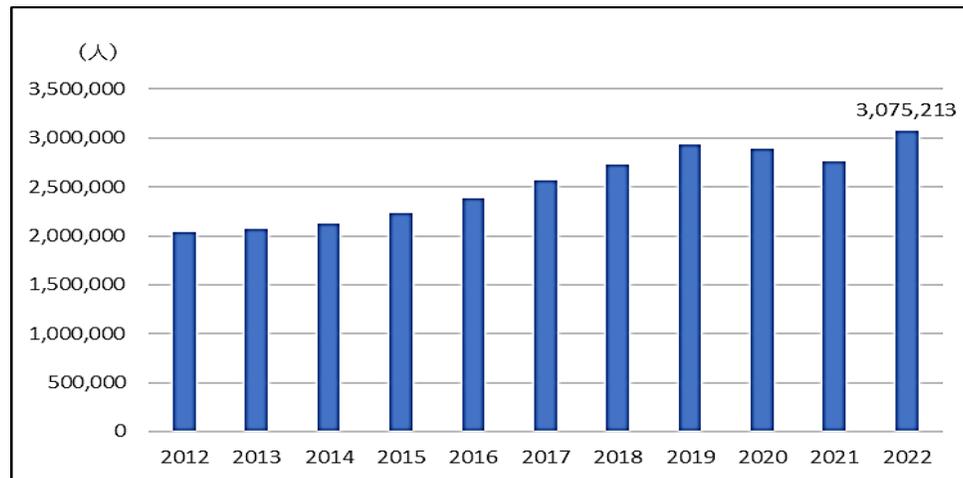


図1 わが国の在留外国人数の推移  
(出所：出入国在留管理庁「令和4年末現在における在留外国人数について」)

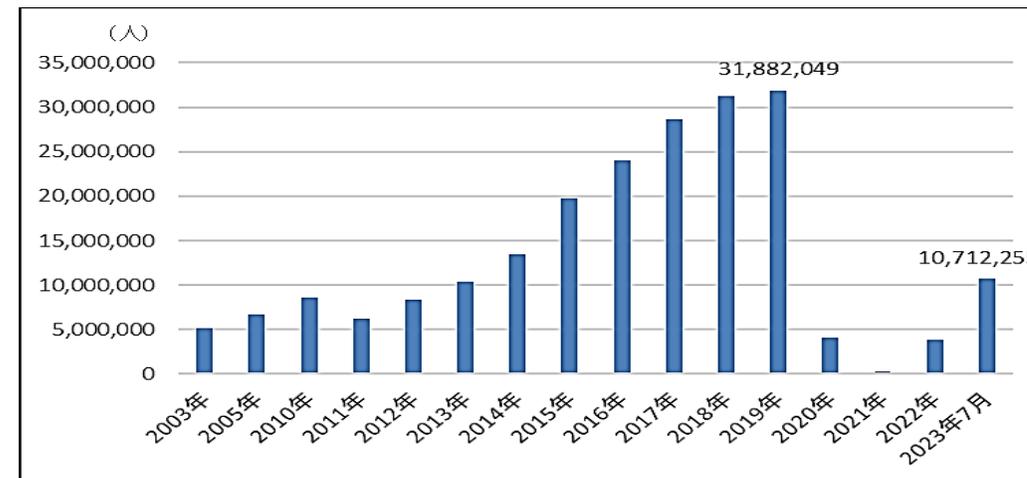


図2 わが国の訪日外客数の推移  
(出所：日本政府観光局「訪日外客統計」)

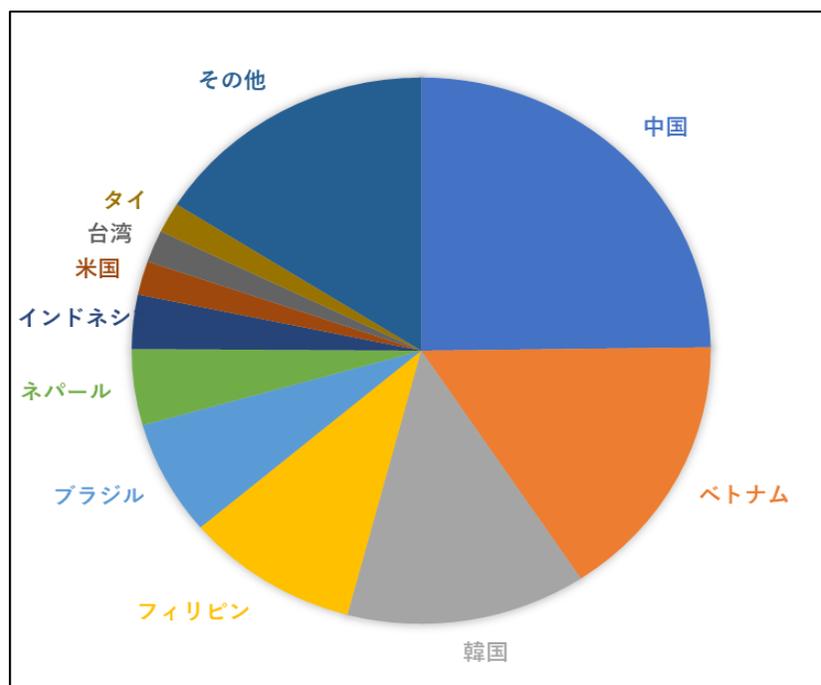


図3 わが国の在留外国人の国籍・地域別割合  
(出所：出入国在留管理庁「令和4年末現在における在留外国人数について」)

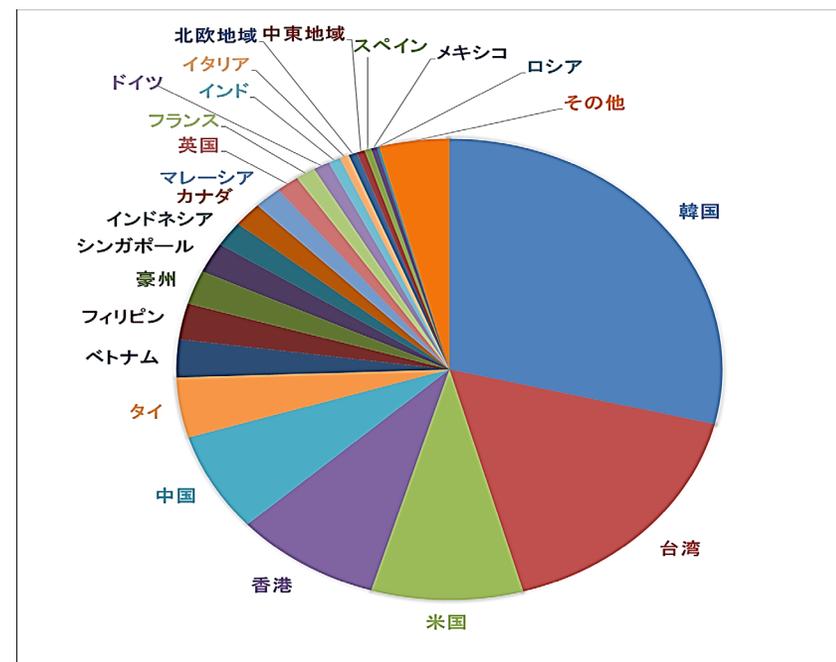


図4 2023年1月～7月の訪日外客の国籍・地域別割合  
(出所：日本政府観光局「訪日外客統計」)

## 2. 医療機関と外国人患者



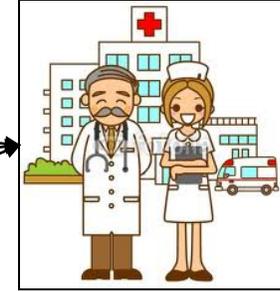
<第1類型: 在留外国人患者>



<第2類型: 医療目的で来日する外国人患者>



<第3類型: 病気や怪我で治療を必要とす  
訪日外国人患者>



<医療機関>

### <訪日外国人患者の特徴>

- ・「いつ」「どこで」「どれくらい」「どのような言語」の患者が受診してくるか予測困難
- ・多くの医療機関にとって避けられない問題
- ・日本語でのコミュニケーションが困難な患者が多い
- ・日本とは異なる、様々な医療習慣・医療文化、宗教等を有する。→日本の医療習慣・医療文化に慣れていない。
- ・基本的に全額自己負担  
→未収金のリスクが高い
- ・海外旅行保険・医療アシスタンス/搬送等、これまで日本の医療機関が経験したことのない手続き(事務処理)等が求められることがある。
- ・母国(他国)に戻る患者であるため、(特に高額・長期治療の場合には)日本国内でどこまで治療を行うかの判断が求められる。等

# 例)「令和3年度在留外国人に対する基礎調査」から

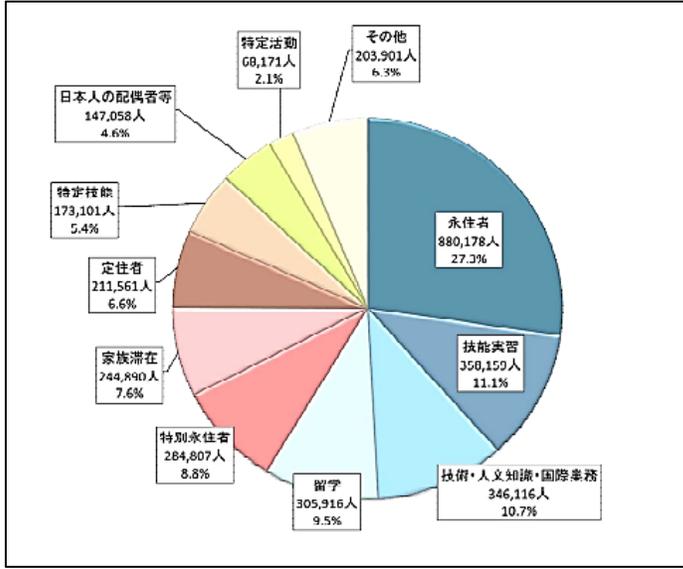


図5 わが国の在留外国人数の在留資格別構成割合  
(出所：出入国在留管理庁「令和5年6月末現在における在留外国人数について」)

## 在留外国人に対する基礎調査 (令和3年度)

### 調査結果報告書

令和4年8月

出入国在留管理庁

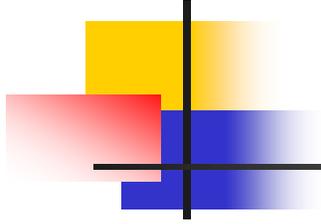
図表 65 【在留資格別】病院で診察・治療を受ける際の困りごと (複数回答) (%)

	どの病院に行けばよいか分らなかった	病院の受付でうまく話せなかった	病院で症状を正確に伝えられなかった	診断結果や治療方法が分らなかった	病院での手続きが分らなかった	病院で出される薬の飲み方や使い方が分らなかった
全体 (n=7,982)	22.8	16.1	21.8	12.9	10.2	1.9
永住者 (n=2,311)	15.6	8.7	12.8	9.0	4.8	1.1
技能実習 (n=965)	22.2	26.2	31.5	19.8	16.5	2.8
技術・人文知識・国際事務 (n=1,150)	30.3	14.4	25.0	13.6	13.0	2.4
留学 (n=848)	40.3	20.5	29.1	14.2	18.5	2.9
定住者 (n=587)	15.2	18.2	21.0	12.8	7.0	2.2
家族滞在 (n=504)	33.1	26.6	35.7	18.5	12.1	1.6
日本人の配偶者等 (n=534)	18.2	15.4	20.2	14.6	9.7	2.1
特定活動 (n=185)	32.4	28.1	31.9	20.0	18.9	1.6
永住者の配偶者等 (n=154)	24.0	18.8	26.0	14.3	9.7	1.9
その他の在留資格 (n=300)	26.7	24.7	26.3	14.0	9.0	2.0
特別永住者 (n=444)	6.1	2.7	3.2	2.0	2.3	0.9

	医療保険制度(保険が適用されるかどうか)が分らなかった	医療保険への加入を希望していたが加入できていなかった	医療費が高かった	健康・医療について気軽に相談できるところがなかった	その他	特に困ったことはない
全体 (n=7,982)	8.1	0.9	11.0	8.0	3.1	50.6
永住者 (n=2,311)	4.5	0.5	8.3	7.2	2.9	64.3
技能実習 (n=965)	11.0	1.1	12.0	5.4	1.2	40.3
技術・人文知識・国際事務 (n=1,150)	11.9	1.1	15.2	9.8	3.0	41.1
留学 (n=848)	14.2	2.0	15.9	10.6	2.8	30.9
定住者 (n=587)	4.4	0.5	9.4	7.7	3.4	54.9
家族滞在 (n=504)	10.5	0.8	13.7	13.3	3.0	34.7
日本人の配偶者等 (n=534)	5.2	0.9	10.5	7.9	4.1	56.6
特定活動 (n=185)	13.0	1.6	10.3	4.9	2.7	35.7
永住者の配偶者等 (n=154)	5.2	0.6	7.1	10.4	5.2	46.1
その他の在留資格 (n=300)	8.0	1.3	8.7	8.7	10.3	38.7
特別永住者 (n=444)	3.2	0.5	5.4	3.2	1.4	84.7

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

(出所：出入国在留管理庁)



## II. 国の施策の動向

# 1. わが国の外国人医療をめぐる主な施策の変遷

年	関連施策等	備考
2010年(H22)年	<b>「新成長戦略」</b> →国際医療交流(外国人患者の受入れ)の推進 ・2011年 医療滞在ビザ創設 ・2011年 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の創設	
2013年(H25)年	<b>「健康・医療戦略」</b> ・2013年 Medical Excellence Japan (MEJ) の創設 →インバウンド・アウトバウンドの推進	・厚労省: 医療国際展開戦略室を設置 (→H26 医療国際展開推進室に改組)
2016年(H28)年	<b>「日本再興戦略2016」</b> (H28年6月2日閣議決定) <b>「明日の日本を支える観光ビジョン」</b> (H28年) ・「観光立国の実現」 →「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」 「急患等にも十分対応できる外国人患者受入れ体制の充実」 →「2020年までに外国人患者が受入れ体制が整備された医療機関を…現在の約5倍にあたる100か所で整備することを目標」	・厚労省: 「外国人向け多言語説明資料」(院内書類5言語) ・厚労省: 「医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置支援事業」 ・厚労省: 「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」公表 ・観光庁: 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リスト作成 ・MEJ: 「ジャパンインターナショナルホスピタルズ」創設
2017年(H29)年	<b>「未来投資戦略2017」</b> →「訪日・在留外国人患者が安心安全に日本の医療機関を受診できるように…、2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。…これらの基幹医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、…充実を目指す。」	・厚労省: 「電話医療通訳の利用促進事業」
2018年(H30年)	<b>「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」</b> (6月) →近年の訪日外国人医療施策はこちらを中心に展開  <b>「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」</b> (12月) →2019年4月に創設される新しい在留資格「特定技能」を見据えて発表 →在留外国人関係の医療についても言及	・厚労省: 「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」 ・厚労省(+観光庁) 「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業」(継続)
2020年	<新型コロナ関連(医療)> ・厚労省「医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業」(無料) ・厚労省「医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業」 ・厚労省「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」等	これらの事業も継続 ↓

訪日外国人旅行者患者

在留外国人(医療も含む)





## 外国人患者の医療提供体制に係る検討

東京都では、外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、東京都における外国人患者への医療提供体制の充実を図ることを目的として、平成30年度から「外国人患者への医療等に関する協議会」を設置し、医療機関や関係団体、観光・宿泊施設等による会議体を運営し連携を強化して、外国人への医療提供に係る取組を進めています。

### 外国人患者への医療等に関する協議会

- ▶ 令和4年度外国人患者への医療等に関する協議会
- ▶ 令和3年度外国人患者への医療等に関する協議会
- ▶ 令和元年度外国人患者への医療等に関する協議会
- ▶ 平成30年度外国人患者への医療等に関する協議会

### 外国人患者への医療等に関する検討部会

- ▶ 令和2年度第1回外国人患者への医療等に関する検討部会

### 医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト

- ・ お知らせ一覧
- ・ JMIP認証医療機関・外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関
- ・ 事業一覧表
- ・ 外国人患者対応フローチャート
- ・ 電話通訳・相談事業等
- ・ 受入れ体制整備への支援
- ・ 外国人患者対応への支援
- ・ お役立ち情報
- ・ 外国人患者の医療提供体制に係る検討
- ・ その他
- ・ 外国人患者への医療に関する事業一覧等

## 例) 医療機関が利用できる夜間・休日対応ワンストップ窓口

医療機関様向け

### 医療機関における外国人対応に資する夜間・休日対応ワンストップ窓口について

厚生労働省では医療機関の外国人患者対応支援に係る都道府県の取組を補完するため、「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」を設置しています。この窓口は日本エマージェンシーアシスタンス株式会社が運営しています。



新着情報



窓口情報



窓口でお問い合わせ  
いただける内容例



窓口で提供可能な情報例



「お答えします！」  
困った時の  
ワンストップ窓口



閲覧可能報告書・資料等



地方公共団体から  
ご相談受付



お問い合わせ先



事前登録制  
希少言語遠隔通訳サービス  
(株式会社BRICK's提供)



厚生労働省のその他の  
外国人患者対応支援事業

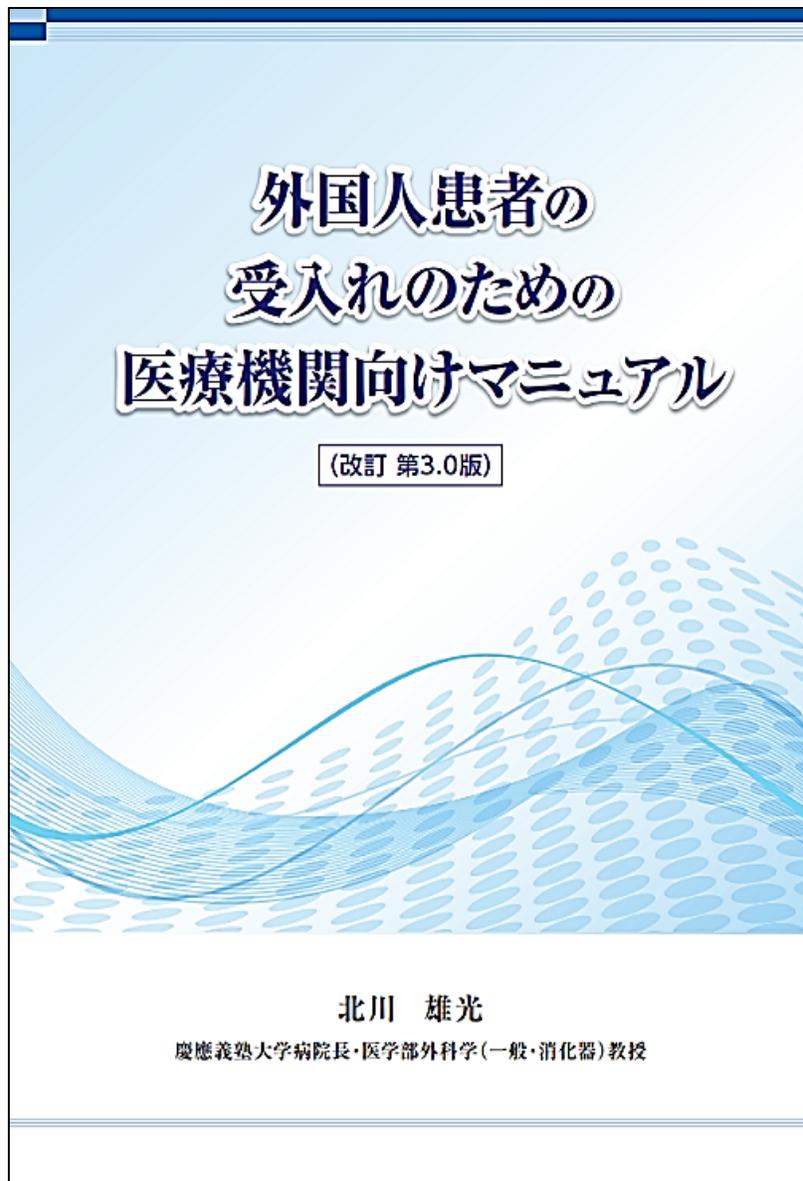


やさしいにほんご  
がいこくじんのみなさん、  
びょうきの  
ときにみてください

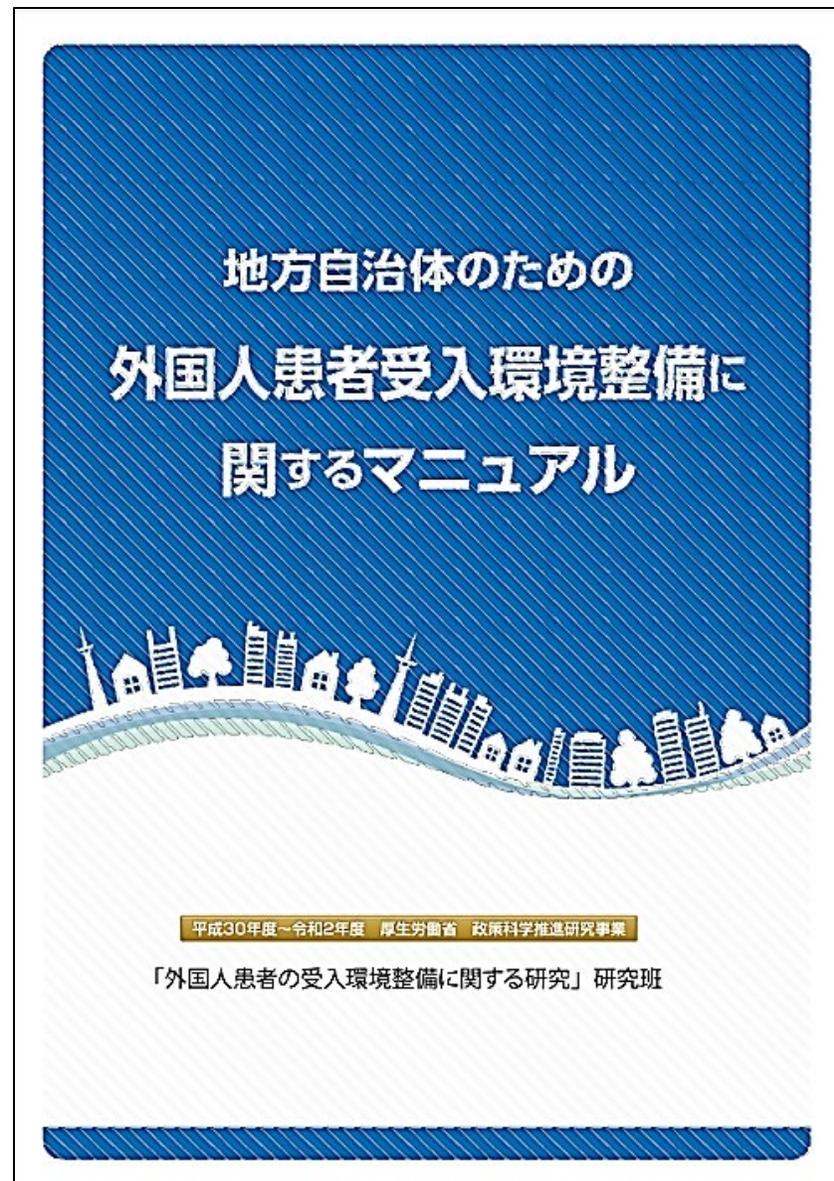


English  
Useful information  
in case you are sick or  
not feeling well

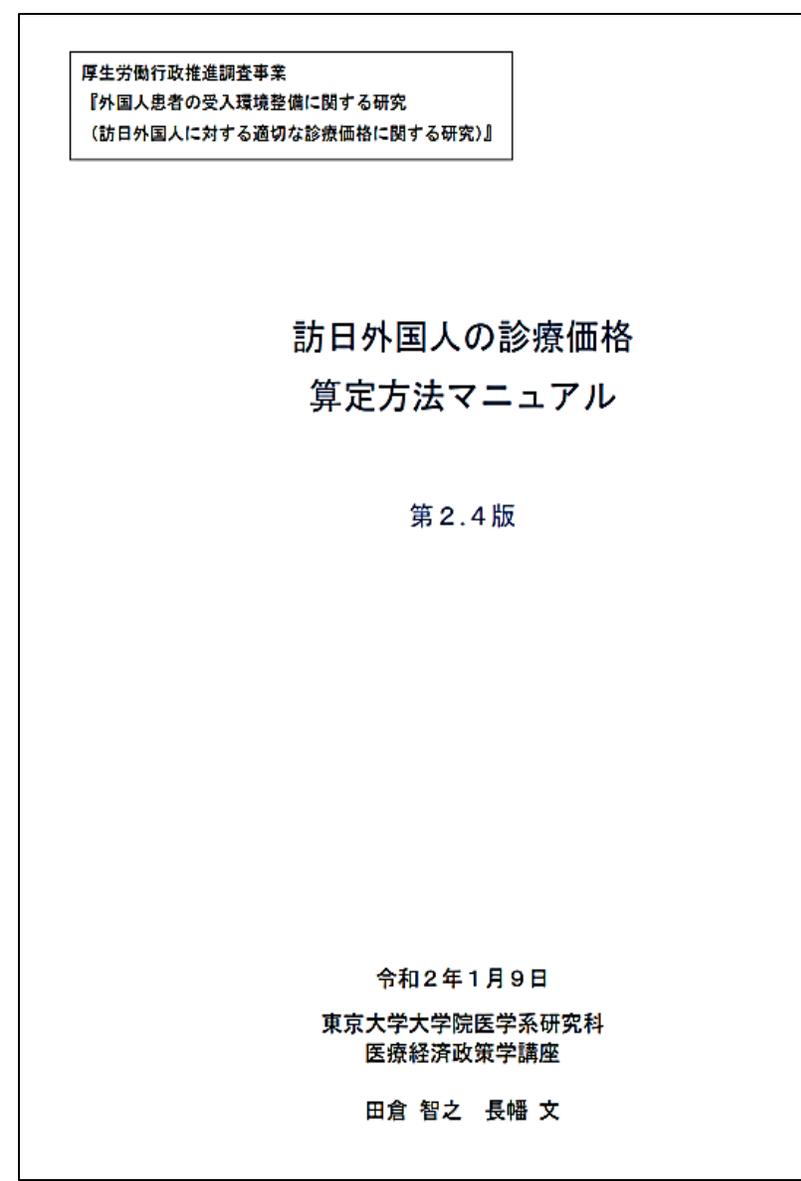
## 例) 各種マニュアル



<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000795505.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000789484.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000584880.pdf>

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について

医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 19 条第 1 項においては、「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」として、いわゆる医師の「応招義務」を定めている。この応招義務に関連して、「病院診療所の診療に関する件」(昭和 24 年 9 月 10 日付け医発第 752 号厚生省医務局長通知。以下「昭和 24 年通知」という。)等において、医師や医療機関(病院、診療所など)への診察治療の求めに対する対応に関する解釈を示してきたところであるが、現代においては、医師法制定時から医療提供体制が大きく変化していることに加え、勤務医の過重労働が問題となる中で、医師法上の応招義務の法的性質等について、改めて整理する必要があること、また、現代の医療は、個々の医師のみならず医療機関を含む地域の医療提供体制全体で提供されるものという前提に立つと、医師個人のみならず、医療機関としての対応も含めた整理の必要があることが指摘されていた。

このため、「医療を取り巻く状況の変化等を踏まえた医師法の応招義務の解釈に関する研究(平成 30 年度厚生労働省行政推進調査事業費補助事業)」(研究代表者:岩田太上智大学法学部教授)において、医療提供体制の変化や医師の働き方改革といった観点も踏まえつつ、医師法上の応招義務の法的性質をはじめ、医師や医療機関への診察の求めに対する適切な対応の在り方について検討を行い、このほど別添のとおり報告書を取りまとめた。

今般、当該報告書の内容を踏まえ、医師法第 19 条第 1 項及び歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 19 条第 1 項の法的性質を明確にするとともに、どのような場合に診療の求めに応じないことが正当化されるか否かについて、下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これを御了知の上、貴管下保健所設置市(特別区を含む。)、関係機関の長、関係団体等に対する周知徹底をお願いする。

なお、過去に発出された応招義務に係る通知等において示された行政解釈と本通知

## (2) 個別事例ごとの整理

1 (3) の考え方を踏まえ、医療機関の対応として患者を診療しないことが正当化されるか否か、また、医師・歯科医師個人の対応として患者を診療しないことが応招義務に反するか否かについて、具体的な事例を念頭に整理すると、次のとおりであること。なお、次に掲げる場合であっても、緊急対応が必要な場合については、2 (1) ①の整理により、緊急対応が不要かつ診療を求められたのが診療時間外・勤務時間外である場合については、2 (1) ②イの整理による。

### ① 患者の迷惑行為

診療・療養等において生じた又は生じている迷惑行為の態様に照らし、診療の基礎となる信頼関係が喪失している場合(※)には、新たな診療を行わないことが正当化される。

※ 診療内容そのものと関係ないクレーム等を繰り返し続ける等。

### ② 医療費不払い

以前に医療費の不払いがあつたとしても、そのことのみをもって診療しないことは正当化されない。しかし、支払能力があるにもかかわらず悪意を持ってあえて支払わない場合等には、診療しないことが正当化される。具体的には、保険未加入等医療費の支払い能力が不確定であることのみをもって診療しないことは正当化されないが、医学的な治療を要さない自由診療において支払い能力を有さない患者を診療しないこと等は正当化される。また、特段の理由なく保険診療において自己負担分の未払いが重なっている場合には、悪意のある未払いであることが推定される場合もある。

### ③ 入院患者の退院や他の医療機関の紹介・転院等

医学的に入院の継続が必要ない場合には、通院治療等で対応すれば足りるため、退院させることは正当化される。医療機関相互の機能分化・連携を踏まえ、地域全体で患者ごとに適正な医療を提供する観点から、病状に応じて大学病院等の高度な医療機関から地域の医療機関を紹介、転院を依頼・実施すること等も原則として正当化される。

### ④ 差別的な取扱い

患者の年齢、性別、人種・国籍、宗教等のみを理由に診療しないことは正当化されない。ただし、言語が通じない、宗教上の理由等により結果として診療行為そのものが著しく困難であるといった事情が認められる場合にはこの限りではない。

このほか、特定の感染症へのり患等合理性の認められない理由のみに基づき診療しないことは正当化されない。ただし、1 類・2 類感染症等、制度上、特定の医療機関で対応すべきとされている感染症に罹患している又はその疑いのある患者等についてはこの限りではない。

### ⑤ 訪日外国人観光客をはじめとした外国人患者への対応

外国人患者についても、診療しないことの正当化事由は、日本人患者の場合と同様に判断するのが原則である。外国人患者については、文化の違い(宗教的な問題で肌を見せられない等)、言語の違い(意思疎通の問題)、(特に外国人観光客について)本国に帰国することで医療を受けることが可能であること等、日本人患者とは異なる点があるが、これらの点のみをもって診療しないことは正当化されない。ただし、文化や言語の違い等により、結果として診療行為そのものが著しく困難であるといった事情が認められる場合にはこの限りではない。

# 例) 訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システム



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

🏠 ホーム

Google カスタム検索 🔍 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

🏠 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療の国際展開 > 【医療機関向け情報】 訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて

## 【医療機関向け情報】 訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて

1 訪日外国人受診者による医療費不払いの発生防止に取り組む医療機関向け資料

訪日外国人による医療費不払いは、診療受付時に受診者への適切な説明や確認を行うことによって予防できる場合があります。このため、厚生労働省では、外国人患者受入医療コーディネーター等の専門家がいらない医療機関においても、受診時の適切な説明を実施し、医療費不払いの発生防止に取り組んでいただけるよう、医療機関の受付窓口で活用できる簡易資料を作成しました。ダウンロード・印刷して、各医療機関での不払い発生対策にお役立てください。

- 訪日外国人の受診時対応チェックリスト（令和4年3月18日一部改訂）[v.1.1](#)  
— リストをチェックしながら訪日外国人受診者の診療受付をしていただくことで、医療費不払いの抑止に必要な情報が得られます。
- 受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書（令和4年3月18日一部改訂）[v.1.1](#)  
— 上記のチェックリストの説明・補足資料です。
- 訪日外国人患者来院時の対応チェックポイント解説動画（令和5年3月31日公開）  
<https://www.youtube.com/watch?v=q6HAVqrtiw8>

【照会先】  
厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室  
（内線：4108、4115、4457）  
（代表）03-5253-1111

▶ 政策について

● 分野別の政策一覧

▼ 健康・医療

- ▶ 健康
- ▶ 食品
- ▶ 医療
- ▶ 医療保険
- ▶ 医薬品・医療機器
- ▶ 生活衛生
- ▶ 水道
- ▶ 福祉・介護
- ▶ 雇用・労働
- ▶ 年金

# 3. 総合的対応策の概要

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）（概要）

〔令和4年6月14日〕  
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。  
受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。  
今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

### 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討《施策7》
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援《施策8》
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》
- 日本語教育の質の向上等
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

### 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の作成、公表《施策23》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討《施策24》
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策35》
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談の実施等《施策36》
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組《施策37》
- 相談窓口における外国人のニーズを踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備《施策44》
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進
- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施《施策48》

### ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- 子育て中の親子同士の交流、子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《施策51》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進《施策54》
- 外国人学校の保健衛生に係る専門的な窓口による情報発信・相談対応の実施及び地方公共団体が行う支援の在り方に関する調査研究の実施《施策56》
- 「育壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組の推進、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けた制度の導入の推進《施策59》
- 外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るための子どものキャリア形成支援を行う取組の試行的な実施及び具体的な取組の検討《施策61》
- 「育壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
- ①留学生の就職等の支援
- 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援《施策66》
- 高度外国人材選抜地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《施策87》
- ②就労場面における支援
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策88》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《施策90》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進《施策93》
- ③適正な労働環境等の確保
- 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知《施策95》
- 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《施策107》
- ライフステージに共通する取組
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《施策21（再掲）》

### 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策127》
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- 特定技能2号の対象分野追加、業務区分の整理及び受入れ見込数の見直し並びに特定技能制度・技能実習制度の在り方に係る検討《施策139》
- 悪質な仲介事業者等の排除
- ODAを活用した途上の関係機関との連携強化の施策の検討《施策153》
- 海外における日本語教育基盤の充実等
- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策13（再掲）》

### 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施に向けた検討《施策155》
- 政府における外国人共生施策の実施状況について取りまとめた白書の公表に向けた検討《施策156》
- 集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方に関する実践的な研究の実施《施策55（再掲）》
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- 在留外国人統計を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《施策161》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備《施策162》
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進《施策164》
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化《施策165》
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討《施策166》
- 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討《施策167》
- オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討《施策168》
- マイナンバーカードの取得環境の整備及び在留カードとマイナンバーカードとの一体化の実現に向けた検討《施策169》
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《施策6（再掲）》
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータ提供の在り方に関する検討《施策170》
- 地方公共団体に対する住民基本台帳情報の適切な活用促進のための周知の実施《施策171》
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施《施策184》
- ODAを活用した国内関係機関の多文化共生の取組の推進とネットワークの強化《施策185》
- 先進的な地方公共団体の取組に対する地方創生推進交付金による支援の実施《施策186》
- 「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」の周知及び当該特例の活用促進《施策187》
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
- ①在留管理基盤の強化
- 「永住者」の在り方に関する許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討《施策189》
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化《施策190》
- 関係機関との連携による機微技術流出防止に資する留学生・外国人研究者等の受入れに係る審査の強化《施策195》
- ②留学生の在籍管理の徹底
- 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策200》
- ③技能実習制度の更なる適正化
- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《施策97（再掲）》
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリリースレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策206》
- ④不法滞在者等への対策強化
- 送還忌避者の更なる送還促進に向けた体制整備、退去強制手続の一層の適正化のための早期の法整備《施策215》

※1：下線は「外国人との共生社会の実現のためのロードマップ」に関連しない施策、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

## 外国人との共生社会の実現に向けた ロードマップ

令和4年(2022年)6月14日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

### 【重点事項2】外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

【厚生労働省】

#### (3) -イ 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

#### 医療機関の外国人患者受入れ環境整備《24》

5年後の目標	外国人患者を受け入れる医療機関等の体制整備への支援により、外国人患者が安心して受診できる環境の整備を推進する。						
概要	外国人患者の対応を行う医療機関の多言語対応等に資する施策を実施し、外国人患者が安心して受診できる環境を整備する。						
ロードマップ	具体的施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	KPI指標
	多言語対応など外国人患者受入れ環境の整備	電話通訳の利用促進、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」への医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知等の実施					外国人患者が安心して受診できる環境の整備

## 4. 施策に関する情報源

### (1) 厚生労働省医療国際展開推進室Webサイト

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "医療の国際展開" (International Medical Development) under the "健康・医療" (Health and Medical Care) section. The navigation bar includes links for "ホーム" (Home), "テーマ別に探す" (Search by theme), "報道・広報" (Press and Public Relations), "政策について" (About Policies), "厚生労働省について" (About MHLW), "統計情報・白書" (Statistics and White Papers), "所管の法令等" (Laws and Regulations), and "申請・募集・情報公開" (Applications, Recruitment, and Information Disclosure). The breadcrumb trail is: ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療の国際展開. The main content area features a "施策情報" (Policy Information) section with two links: "新型コロナウイルス感染症の相談窓口等に関する多言語情報サイト(Multilingual Information)" and "外国人患者受入れ情報サイト(補助事業者運営サイト)". Below these are sections for "アウトバウンド施策" (Outbound Policies) and "インバウンド施策" (Inbound Policies). The "アウトバウンド施策" section states that Japan has achieved and maintained the highest average life expectancy in the world, and that MHLW has played various roles in this process, including public health measures and medical technology. The "インバウンド施策" section mentions the government's goal to increase the number of foreign tourists and the resulting increase in foreign patients, and the need to improve the medical system to accommodate them. On the right side, there is a sidebar menu with a "政策について" (About Policies) header, followed by "分野別の政策一覧" (List of Policies by Field), and a sub-menu for "健康・医療" (Health and Medical Care) with items: 健康 (Health), 食品 (Food), 医療 (Medical Care), 医療保険 (Medical Insurance), 医薬品・医療機器 (Pharmaceuticals and Medical Devices), 生活衛生 (Public Health), and 水道 (Water Supply).

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 検索

ホーム ▶ テーマ別に探す ▶ 報道・広報 ▶ 政策について ▶ 厚生労働省について ▶ 統計情報・白書 ▶ 所管の法令等 ▶ 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療の国際展開

健康・医療

## 医療の国際展開

▼ 施策情報

- ▶ [新型コロナウイルス感染症の相談窓口等に関する多言語情報サイト\(Multilingual Information\)](#)
- ▶ [外国人患者受入れ情報サイト\(補助事業者運営サイト\)](#)

■ アウトバウンド施策

我が国は、世界最高水準の平均寿命を達成し維持していますが、その過程で厚生労働省は様々な役割を果たしてきました。これにより、国民皆保険制度、優れた公衆衛生対策、高度な医療技術等が構築されてきたところであり、近年は、これらの知識・経験を諸外国と共有し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の普及をはじめとした医療・保健分野における国際貢献や相互利益に基づく医療制度、技術、人材、関連製品の国際展開の推進にも取り組んでいます。

■ インバウンド施策

政府全体として訪日外国人旅行者数を増加させる目標を掲げ、新たな外国人材の受入れも開始される中、日本各地で訪日外国人旅行者や在留外国人が増加し、これに伴い医療機関を受診する外国人患者も増加しています。こうした外国人患者が安心して受診できるよう、医療機関・自治体等と協力し、医療現場における外国人患者受入れ体制の整

▶ 政策について

- ▼ 分野別の政策一覧
- ▼ 健康・医療
  - ▶ 健康
  - ▶ 食品
  - ▶ 医療
  - ▶ 医療保険
  - ▶ 医薬品・医療機器
  - ▶ 生活衛生
  - ▶ 水道

## (2)厚生労働省補助事業「外国人患者受入れ情報サイト」

このサイトは外国人患者を受入れる医療機関の質の確保をはかるため、厚生労働省の補助事業の一つとしてメディフォン株式会社が運営しています。

[総合トップページ](#)



### 外国人患者受入れ情報サイト

[▶ 医療機関向けページ:トップ](#)

[▶ 地域関係者向けページ:トップ](#)

外国人患者対応や受入れ体制整備に役立つ情報がみつかる



外国人患者対応に今すぐ  
使える言語資料が欲しい

外国人患者受入れ体制整備  
について学びたい

[▶ 医療機関向けページに行く](#)



他の自治体の外国人患者受入れ  
体制整備の取り組み事例を知りたい

地域の協議会開催の  
参考となる資料を見つけたい

[▶ 地域関係者向けページに行く](#)



新型コロナウイルス感染症関連の情報を見る

### (3)「外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修」



[本文へ](#) | [お問い合わせ窓口](#) | [よくある御質問](#) | [サイトマップ](#) | [国民参加の場](#)

[↑ ホーム](#)

[テーマ別に探す](#) | [報道・広報](#) | [政策について](#) | [厚生労働省について](#) | [統計情報・白書](#) | [所管の法令等](#) | [申請・募集・情報公開](#)

↑ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療](#) > [医療の国際展開](#) > [令和4年度「外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修」について](#)

## 令和4年度「外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修」について

厚生労働省では、医療機関が外国人患者を受け入れる体制の整備を進めるにあたって、外国人患者を安全かつ円滑に受け入れるための調整役を担う医療コーディネーターの養成を目的とし、以下の研修を実施します。

研修名：令和4年度外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修  
 開催日：令和5年2月8日（水）～2月10日（金）及び2月15日（水）～2月17日（金）  
 研修内容・受講申込：下記webサイトをご参照ください  
<https://solasto-learning.com/ext/seed2023.html>  
 開催方法：オンライン（研修受講前に別途e-ラーニング研修（約5時間）の受講が必要です）  
 受講料：無料  
 対象者：医療機関に勤務中、または今年度中に勤務（派遣契約による勤務等を含む）することが決まっている方

※本研修は定員に達したため受付を終了しました。

照会先

株式会社シード・プランニング

E-mail : mcnaip@seedplanning.co.jp

TEL : 070-7416-1238/070-8682-4239（平日10時～12時、13時～17時）

※ 本研修事業は、株式会社シード・プランニングに委託しています

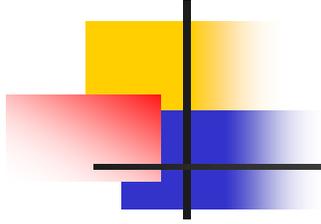
▶ **政策について**

▼ 分野別の政策一覧

- ▼ **健康・医療**
- ▶ 健康
- ▶ 食品
- ▶ **医療**
- ▶ 医療保険
- ▶ 医薬品・医療機器
- ▶ 生活衛生
- ▶ 水道
- ▶ 子ども・子育て
- ▶ 福祉・介護
- ▶ 雇用・労働

令和5年度も実施予定  
 申し込み期間2023年12月15日（金）～  
 1月31日（水）17:00まで

	4日目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">日程</td> <td>2023年2月17日（金）13:30～16:15</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>全参加者</td> </tr> <tr> <td>形式</td> <td>講義・ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>修了要件</td> <td>任意</td> </tr> </table>	日程	2023年2月17日（金）13:30～16:15	対象	全参加者	形式	講義・ワークショップ	修了要件	任意	
日程	2023年2月17日（金）13:30～16:15										
対象	全参加者										
形式	講義・ワークショップ										
修了要件	任意										
		<a href="#">一 講座詳細についてはこちら</a>									
定員	300名	※1医療機関あたりの受講者は3名程度を目安としております。4名以上でのお申し込みをご検討される場合は、個別で調整のご相談をさせていただきます場合がございます。									
受講料	無料										
研修内容（予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 講義</li> <li>■ 事例検討グループワーク</li> <li>■ パーチャル院内見学</li> <li>■ ワークショップ</li> </ul> <p>【学べる内容(習得知識・スキル)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人患者受け入れに係る基礎知識</li> <li>・ 医療の基礎知識</li> <li>・ 医療事務の基礎知識</li> <li>・ 医療倫理と行動規範</li> <li>・ 外国人患者の文化的および社会的背景</li> <li>・ 外国人患者とのコミュニケーション</li> <li>・ 感染対策等に係る自己管理</li> <li>・ 外国人患者受け入れのための院内体制整備</li> <li>・ 人材育成及び院内教育</li> <li>・ 外国人患者受け入れに係る院外機関との連携</li> <li>・ 未収金対策</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応方法 等</li> </ul> <p>※研修内容は変更になる可能性があります。</p>										
修了条件	(1) 必要なe-ラーニングの受講を完了 (2) 研修カリキュラムの必須項目を全て受講した者 (3) 「理解度確認テスト」で合格した者(理解度確認テストは何度でも受けられます。)	研修終了後に本研修の修了証明として、修了証を発行します。									



ご清聴ありがとうございました。